平成２５年（フ）第２５９号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町39番地25　ソーラみゆき101号
債務者　鷹觜　　正
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７３号
栃木県日光市稲荷町２丁目340番地
債務者　上吉原哲治
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５７号
栃木県宇都宮市鶴田町3371番地６、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3281番地６
債務者　上野　貴子（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町136番地106
債務者　渡辺　真人
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６６号
栃木県宇都宮市田下町887番地33
債務者　清水由里子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市林2099番地12
債務者　大﨑　　隆
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４号
岡山県倉敷市林2099番地12
債務者　大﨑眞由美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５号
釧路市美原１丁目22番4208号　Ｍ７―4208
債務者　門脇　真美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８５７号
横浜市戸塚区深谷町39番地６
債務者　奥平　勝也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９３号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ５―303号、旧住所静岡県御殿場市塚原58番地の５　アメニティタウンＣ101
債務者　藤田　　浩
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
熊本県人吉市下田代町1106番地１
債務者　下村　勇斗
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第２８３号
静岡市駿河区中島178番地の３　サンガーデン中島101号
債務者　高木　　衛
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５５号
栃木県鹿沼市東町３丁目１番28号　長沢アパート、前住所栃木県鹿沼市上野町342番地８　アサイハイツ202
債務者　福田　秋男
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０７号
静岡県焼津市鰯ヶ島18番地の１
債務者　内藤亜矢子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部